

# 第13回 学術・教育・研究委員会の会議概要 (学術部会常設委員会)

I 日 時 平成24年9月10日(月) 13:30~16:30

II 場 所 日本獣医師会・会議室

## III 出席者

【委員長】	酒井 健夫	日本獣医師会学術担当理事、日本大学生物資源科学部教授
【副委員長】	中山 裕之	日本獣医学会理事長、東京大学大学院農学生命科学研究所教授
【委 員】	稻葉 瞳 尾崎 博	北海道獣医師会理事、北海道大学大学院獣医学研究科教授 国公立大学獣医学協議会会长、東京大学大学院農学生命科学研究所教授
	中尾 敏彦 政岡 俊夫	日本産業動物獣医学会会長、元山口大学農学部教授 私立獣医科大学協会会长、麻布大学学長
	<欠席>	
	石黒 直隆 佐藤れえ子	日本獣医公衆衛生学会会長、岐阜大学応用生物科学部教授 日本小動物獣医学会会長、岩手大学農学部教授
	吉川 泰弘	全国大学獣医学関係代表者協議会会长、千葉科学大学危機管理学部教授
【オブザーバー】	名子 学 荻窪 恭明	文部科学省高等教育局専門教育課企画係長 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
【本 会】	山根 義久 (会長)、矢ヶ崎忠夫 (専務理事)	

## IV 議 事

- 1 第12回学術・教育・研究委員会の協議結果 (報告)
- 2 前回会議以降の経過 (説明)
- 3 委員会報告のとりまとめ (協議)  
日本獣医師会学術部会学術・教育・研究委員会報告  
「獣医学教育の分野別第三者評価の確立に向けて (案)」
- 4 その他

## V 会議概要

開会にあたり山根会長から、「現在、地区獣医師大会が全国で行われているが、各大会の終了後に受ける質問の内容には、獣医学教育の改善・充実の会議における検討がど

ここまで進んでいるのかを聞かれことが多い。獣医学教育への関心の高さを感じるが、各大学において進められている合同獣医学部や合同獣医学科の情報が十分に伝わっていないとも感じている。また、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針を3年近くかけて議論し、一昨年の8月に取りまとめを行ったが、さらに1年以上かけて都道府県にこれに基づく基本方針を出していただいた。その中には、獣医師の偏在問題に関係する内容も含まれており、この問題は徐々に改善されてはいるものの、社会からは高度化した教育がこれまで以上に求められている。獣医学教育が高位平準化してこのことがクリアされないと、処遇改善を強く求められない雰囲気があることも事実である。また、(本委員会の)3日後に開催される全国大学獣医学関係代表者協議会では、本委員会の報告内容が関係するので、前向きな審議をお願いしたい。」旨の挨拶が行われた。

## 1 第12回学術・教育・研究委員会の協議結果（報告）

事務局から、これまでの検討の経過として、第12回委員会において検討された内容の概要が説明されるとともに、前回の第11回委員会の概要はすでに各委員に送付しており、特に意見等がなかったことが報告され、異議なく了承された。

## 2 前回会議以降の経過（説明）

酒井委員長から、前回会議以降の経過について資料をもとに説明、報告が行われた。

## 3 委員会報告のとりまとめ（協議）

酒井委員長から、本委員会の資料として提出した委員会の報告「獣医学教育の分野別第三者評価の確立に向けて（案）」は、事前に各委員にお送りして確認をお願いするとともに、文部科学省に送付して事実関係を確認していただいたことが説明され、続いて事務局からとりまとめの内容について読み上げが行われた後、大要、以下のとおり意見交換が行われた。

- ア 「はじめに」の内容には、今期の委員会における文部科学省、農林水産省の担当者の出席が記載されているが、具体的には記載せずに「関係者等」とした方が良い。
- イ 「同年○月…」のような年数の記載は、具体的な年数を記載する。
- ウ 全国大学獣医学関係代表者協議会（以下、「協議会」）の「第三者評価委員会」の名称は、9月13日に開催される協議会において「第三者評価小委員会」と正式に決定される予定である。
- エ 「獣医学教育に関する基準」（大学基準協会昭和61年決定、平成9年改訂）の考え方については、現在も引き継がれていると考えて差し支えない。
- オ 「獣医学教育に関する基準」において示された「付属施設として獣医臨床センターと先端的動物研究センターを整備すること」という項目は、当時、各大学では研究施設を持つべきであるという考え方からこの意見が述べられたという経緯があり、この項目は既に各獣医学系大学でクリアされているとも思われるが、委員会報告の本文に

は『平成9年に改訂を行った「獣医学教育に関する基準」の中で示された…』と記載し、あくまでも“当時”に示されたという意味合いとしているので、この内容のままでは良いのではないか。

カ この報告は、全国大学獣医学関係代表者協議会に「進言」することとなっているが、「進言」では少々言葉が弱いので、「答申」としたほうが良いのではないか。

キ 本委員会の報告内容では、協議会は大学基準協会に対して、獣医学教育関係者の総意として評価の実施を依頼する、ということとなっている。これは、全国16獣医学系大学の総意として、16の大学全てが揃って大学基準協会に第三者評価を依頼するということである。また、各大学において機関決定がなされないと正式に次の段階へ進むことができないので、このたびの本委員会の答申をもとにして、各大学内で機関決定されることとなるのではないか。

ク 共用試験は、全ての大学で実施する旨、意思表明がなされている。

ケ 全国16獣医学系大学が揃って大学基準協会に第三者評価を依頼するのであれば、第三者評価を受けなかった大学へのペナルティー等についても考慮する必要があるのではないか。

コ 第三者評価を実施するためには各大学から何名の人員を確保できるのか、という問題がある。また、大学基準協会が評価を行うキャパシティにも限界があるので、第三者評価に必要な人員数等について、大学基準協会と協議会との間で調整を行う必要がある。

サ 評価を行うサイクルの年数について、5年では短いという意見もあるが、獣医学教育は6年で1クールであり、5年では教育の1クールが終わっていないという反論をすることができるので、7年のサイクルで良いのではないか。

シ 日本獣医師会が第三者評価をすると内輪だけで行っていると見られ、また、新たな第三者評価機構を作ると多大な経費がかかり文部科学省の認可にも時間を要することとなる。結果として、本委員会では大学基準協会にはこれまでの蓄積があるので、獣医学教育の分野別第三者評価をお願いすることとする。

## VI まとめ

- 1 本委員会の報告について酒井委員長から、「本委員会の報告内容に対して意見がある場合には、9月11日午前中までに提出していただきたい。それ以外の内容については委員長、副委員長と事務局にお任せいただき、9月13日の協議会にはこれを報告案として提出することをご了承いただきたい。」旨、発言が行われた。
- 2 今期の本委員会の報告「獣医学教育の分野別第三者評価の確立に向けて」は、9月20日開催の日本獣医師会平成24年度第4回理事会において承認を求めることとなるが、理事会開催前の9月13日に開催される協議会へは、山根会長、矢ヶ崎専務理事の確認のもと、あくまでも案の段階であるという前提で本報告書を提出し、全国協議会として大学基準協会に評価を依頼する方向で承認を求めることとされた。

3 今期の委員会の最後に酒井委員長から、「お蔭様で第三者評価の確立については本日をもってとりまとめ作業が終了し、今期の委員会を終了とすることができた。委員の先生方、関係省庁の方々にはお忙しい中、委員会へのご出席に厚く御礼を申し上げるとともに、とりまとめのご協力に厚く御礼を申し上げる。山根会長も冒頭の挨拶で述べられていたが、獣医学教育においてはこのたびとりまとめていただいた卒前教育が重要であり、またその他にも卒後教育、生涯教育も重要であるので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願いしたい。」旨の挨拶が行われた。

日本獣医師会学術部会  
学術・教育・研究委員会報告

## 獣医学教育の分野別第三者評価の確立に向けて

(案)

平成 24 年 9 月 日

公益社団法人 日本獣医師会

## 目 次

1 はじめに ······	1
2 獣医学教育における外部評価をめぐるこれまでの背景 ······	2
3 委員会における検討の概要	
(1) 外部評価の方向性 ······	4
(2) 外部評価の組織体制 ······	4
(3) 外部評価の方法 ······	5
4 今後の具体的方策	
(1) 評価実施機関 ······	5
(2) 今後の作業手順 ······	6
5 おわりに ······	7

## 獣医学教育の分野別第三者評価の確立に向けて

### 1 はじめに

わが国における高等教育の分野別質保証、第三者評価の実施については、国際的通用性の確保等の観点から、その取り組みに対する速やかな改善・充実が求められている。

特に、平成 24 年 8 月 24 日にまとめられた中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」は、各大学に対して、学生の学修時間の確保を柱とする学士課程教育の質的転換を促すとともに、その方策のひとつとして、専門職業人の養成に係る分野においては、分野別到達目標や第三者評価の策定などの分野別質保証に向けた取組の一層の推進を図ることを求めている。

また、現在、文部科学省では、平成 25 年からの 5 カ年にわたる第 2 期教育振興基本計画の策定に向けた検討が進められているが、中央教育審議会は、第 2 期教育振興基本計画の審議経過報告（平成 24 年 8 月 24 日）において、大学改革の実行、職業教育の充実に向けて、分野別質保証の取り組みを推進することとし、国際水準や社会的動向を踏まえた分野別到達目標や第三者評価の導入・改善等を通じた分野毎の高度な専門教育の実現を求めているところである。

さらに、第 4 期科学技術基本計画（平成 23 年 8 月）に基づく、「科学技術イノベーションを担う人材の育成強化に向けた工程表」（平成 24 年 7 月 5 日）では、その柱となる政策のひとつとして「グローバルに活躍できる人材の育成」があげられており、その達成手段（施策）として、「分野別質保証や、評価を通じた教育の質保証・向上の促進」を掲げている。さらに、今年度（平成 24 年度）からの 3 年間で、国際的通用性を踏まえた分野別質保証の取り組みの充実や日本学術会議における分野別参考基準や大学関係団体などの検討を参考に、各分野における教育改善や評価制度の抜本的改革等の推進、さらには、平成 27 年度には国際的な通用性を備えた大学・大学院のミニマムな分野別質保証制度の試行、平成 32 年度までに国際的な通用性を備えた分野別質保証制度の確立が、文部科学省における目標とすることが示されている。

一方、獣医学教育の質保証としての分野別第三者評価についても、その必要性がかねてから指摘されてきたところであり、これまで長年にわたり関係者による議論が進められてきた。このような状況のもと、日本獣医師会では、学術・教育・研究委員会において、全国大学獣医学関係代表者協議会からの依頼に基づき検討の場を提供してきた。今期の委員会においては、分野別第三者評価の在り方を検討テーマとして関係学協会をはじめ学識経験者からなる委員のほか関係者の出席を得て、4 回にわたり会議を開催して検討を行った。ここに検討結果を報告する。

## 2 獣医学教育における外部評価をめぐるこれまでの背景

平成3年の大学設置基準の改正により、大学の自己点検・評価活動が努力義務として導入され、いわゆる「大学評価」の取組がスタートした（平成11年より義務化）。平成10年には、中央教育審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」において、より客観的・透明性の高い評価の仕組みとして、第三者評価システムを導入することが提言された。

平成14年8月の中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」において、大学が社会から評価を受けて、自己改善をすることを促し、大学の教育研究活動の質の向上を図ることを目的とする新たな第三者評価制度として「認証評価制度」が提唱され、平成16年4月から導入されることとなった。このことは、社会からの評価を受け入れるため、国公私立の総ての大学、短期大学及び高等専門学校が、定期的に国の認証を受けた評価団体による評価を受け、その結果が公表される制度である。これにより、各大学は、大学そのものの教育・研究活動を評価する機関別評価においては、7年に一度、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）を自ら選択し、教育研究活動等の総合的な状況についての評価基準に基づく評価を義務づけられた。また、法科大学院等の専門職大学院に対する分野別の教育研究活動を評価する分野別第三者評価については、5年に一度の認証評価機関による評価が義務づけられることとなった。

なお、専門分野別第三者評価の導入について、同答申においては、「大学の専門性を様々な分野ごとに評価する、いわゆる専門分野別第三者評価についても、例えば日本技術者教育認定機構（JABEE）が行っているように、将来的には多様な分野で行われることが必要である。しかし、現在直ちに多くの分野で専門分野別第三者評価が実施できる状況にはないところであり、認証評価機関による評価の義務づけは、当面、第三者評価の導入に対する必要性が特に強い法科大学院等の専門職大学院から開始することとする。」とされており、今後の専門分野別第三者評価の進展を期待する内容となっている。

平成17年2月に取りまとめられた中央教育審議会答申「わが国の高等教育の将来像」においては、高等教育の質の保証の重要性が示され、事前評価としての行政による設置認可と事後評価としての評価機関による第三者評価をいわば両輪とした質の保証が必要とされた。特に事後評価としての認証評価においては、「事後評価に関しては、社会的要請を踏まえれば、機関別評価と専門職大学院評価のみでなく分野別評価についても積極的に採り入れられることが期待される。その際、分野の特性に応じて学協会等関係団体の参画・協力を得ることが考えられる。また、教育に関する分野別評価に関連して、他の参考となるべき特色ある取り組みを促進する方策を講ずることも必要である。」とされ、学協会等関係団体の参画と協力による分野別評価の取り組みへの期待が明記された。

また、平成17年9月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」では、国際的な通用性、信頼性の向上を図り、世界規模での競争力を強化することを重要な視点と

して、大学院評価の確立による質の確保（専門分野別評価の導入）に取り組むことが急務とされ、「専門分野別評価」の導入促進が提言された。

一方、文部科学省においては、平成 20 年 12 月には中央教育審議会答申「学士課程教育の充実に向けて」が取りまとめられ、「日本学術会議との連携を図りつつ分野別質保証の枠組みづくりを促進する。」ことが求められた。さらに第三者評価制度について、「平成 19 年度までに評価を受けた大学は 268 校（全体の 36%）であり、当面は、制度の定着と確立を図りつつ、第二期に向けて改善すべき課題を集約・整理し、必要な見直しを図ることが求められる。」としたうえで、第三者評価制度の見直しに当たっては、分野別の評価をどのように進めていくかが重要な課題となった。また、答申においては、分野別の質保証の枠組みづくりを進めつつ、分野別評価へどのように推進し、普及を図っていくか、特に第三者評価制度との関連をどのように考えていくのか、「評価疲れ」という批判もある中、機関別・分野別両者の効率的で実効ある評価の仕組みはどうあるべきか等について検討し、平成 23 年度からの第二期に向けた着実な準備を進めていくことが必要となった。その際、高等教育のグローバル化が進む中、質保証に関する国際的な動向に十分留意することが求められるとされている。また、学協会を中心に、国際的な通用性に留意しつつ、分野別のコア・カリキュラムを作成する等の取組を促進するなどの表現が明記されるなど、文部科学省に対して、国際的な通用性のある質保証や学士課程教育の構築を求める内容となっている。

冒頭のべた専門職大学院以外における分野別第三者評価の展開については、以上のように、答申等においてその重要性及びその具体的な取組が提起されている状況にある。

このような中、文部科学省では、高度専門職業人の養成という観点から、獣医学教育における今後の教育改善・充実の在り方を検討するため、平成 20 年 11 月、獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（座長：唐木英明 日本学術会議副会長）が設置され、①社会的ニーズ等に対応した教育内容の在り方について、②教育の質の保証の在り方について、③教育研究体制の在り方について等を主な調査研究事項として検討が行われた。約 2 年半にわたる議論の結果、平成 23 年 3 月に取りまとめられた報告書では、「現場の最前線で活躍できる高度な実践力を有する獣医師の養成」と「国際水準の獣医学教育の実現」を目的に掲げている。特筆すべきはその達成に向けた今後の改革の具体的な事項と改革工程が示されたことにある。具体的な事項としては、①モデル・コア・カリキュラムの策定等による教育内容・方法の改善促進、②獣医学教育の質を保証する評価システムの構築、③共同学部・学科の設置など大学間連携等の促進による教育研究体制の充実、④学内教育環境等の充実や外部機関との連携などによる臨床教育等の充実、⑤共用試験の導入、⑥新たに必要性が高まった生命科学分野の教育研究の推進等の 6 項目が示された。この内容を取りまとめた今後に向けた改革の 4 本柱として、①教育研究体制の整備、②モデル・コア・カリキュラムの策定・実施、③分野別第三者評価の導入・実施、④共用試験の導

入・実施等のそれぞれについて具体的な工程表が示された。

このうち、分野別第三者評価の導入・実施については、平成23年から評価の在り方の検討、評価基準案の検討を行い、5年後のトライアル評価実施を目指して作業を進めることができた。

これを受け日本獣医師会は、平成23年11月、今期の学術・教育・研究委員会（委員長：酒井健夫 日本獣医師会理事・日本大学教授）が検討の場を提供する形で、全国大学獣医学関係代表者協議会等の大学関係者との密接な連携のもとで、これまでの検討を踏まえて第三者評価の在り方にに関する具体的な検討を開始した。次章以降に検討の概要を示す。なお、本委員会ではすでに平成19年3月に取りまとめた報告書「獣医学教育改善に向けての外部評価の在り方」

（委員長：酒井健夫 日本獣医師会理事・私立獣医学大学協会会长）において、外部評価の必要性とともに、評価の実施に向けた基本的考え方を示し、外部評価の実施体制について取りまとめを行った。

### 3 委員会における検討の概要

今期委員会では、①外部評価の方向性、②外部評価の組織体制、③外部評価の方法を中心に検討を行った。検討にあたり、既存の評価機関である独立行政法人大学評価・学位授与機構、公益財団法人大学基準協会、公益財団法人日本高等教育評価機構に、分野別評価機関として関係者により新たに設立された評価団体事例として一般社団法人薬学教育評価機構を加えた4機関における組織体制、評価方法、評価に係る費用、評価手順等を参考とした。

#### （1）外部評価の方向性

獣医学教育における外部評価の必要性については平成19年に取りまとめた委員会報告のとおりであり、関係者の総意であることが確認された。さらに、評価を適切に実施していく中で、国際的な通用性の確保も期待できることが確認された。

外部評価の実施に向け、全国大学獣医学関係代表者協議会第三者評価小委員会、日本学術会議獣医学研究連絡委員会等の関係者と連携し、実現可能な方向性を速やかにとりまとめる必要があることが確認された。

なお外部評価体制を推進するに当たり、まずはコア・カリキュラムの実施体制が整っているか否かが評価の重要なポイントになると考えられることが確認された。

#### （2）外部評価の組織体制

外部評価の実施組織について、①第三者組織を新たに設立・設置、②日本獣医師会に評価組織を設置、③既存の評価機関に評価実施を依頼、の3つの可能性について検討を行った。

まず、日本獣医師会が評価機関を設置して評価を行うことについては、獣医

学関連団体が行う評価が公正な外部評価として社会的に認められることの困難さが指摘された。

次に、薬学分野において取り組みが進められているように、関係者による新たな第三者評価機関を設立して評価を行うことについては、多くの課題が明らかになった。全国73校で構成されている薬学部に対して、獣医学教育は全国16大学に設置されているにすぎず、しかも今日、共同学部、共同学科、共同教育課程等の取り組みが進められて学部体制への整備が不十分な状況にある中、独立した外部評価機関の運営には、検討・評価等に要する人員の関係教育機関からの提供には無理があること。しかも評価に要する経費に加え、評価組織を維持するのに必要な資金の確保が必要であり、一大学あたりの負担額が著しく大きくなること。このような様々な困難が予想されることが指摘された。

一方、既存の外部評価機関に依頼して獣医学教育の分野別評価を実施することについては、既存の外部評価機関のひとつである公益財団法人大学基準協会は長年獣医学教育の整備充実に携り、評価や専門分野別認証評価等で実績があることの意見が確認された。さらに、評価を行う際のノウハウの蓄積がある評価団体であることから、同協会が外部評価を実施することは効率的であり、前述2案との比較の中では最も現実的であるとの共通認識を得た。

### (3) 外部評価の方法

前述のとおり大学数が少ない獣医学教育分野においては、高効率かつコンパクトな評価の仕組みを整えなければ、いわゆる「評価疲れ」が起こる可能性がある。これらを考慮しつつ、評価委員会の立ち上げから評価の実施、結果の公表に至る一連の作業を継続的に実施するには、既存の評価機関のノウハウを最大限に活用しながら進めることが必要である。そこで、公益財団法人大学基準協会が実施している評価を参考にしつつ、薬学教育評価機構の評価のように専門分野に特化し、その特徴を踏まえた教育評価の仕組みを整えることが必要であるとされた。

## 4 今後の具体的方策

獣医学教育における分野別第三者評価の在り方について、委員会では様々な角度から検討を行った。その結果、以下の内容について全国大学獣医学関係代表者協議会に進言することで合意した。

### (1) 評価実施機関

評価の実施に向けた具体的な検討を進めるに当たり特に重要な課題は、評価実施機関の在り方である。これについては、前章に示したとおり、既存の評価機関に評価を依頼することが現段階では最善である。とりわけ、公益財団法人大学基準協会が獣医学教育分野の評価実施機関として望ましいことから、同協会に対する評価実施の依頼を迅速に進めるべきである。

既存の評価機関の中から、特に大学基準協会を選択した主な理由は以下のとおりである。

- ア 獣医学の6年制教育移行に関連して、大学基準協会が昭和61年に決定し、平成9年に改訂を行った「獣医学教育に関する基準」の中で示された、
- (ア) 1大学の入学定員は60人を標準、120人を超えないこと
  - (イ) 専任教員数は、学生60人までで72人以上で、うち18人は教授であること
  - (ウ) 付属施設として、獣医臨床センターと先端的動物研究センターを整備すること
  - (エ) 自己点検・自己評価体制を整備すること
- といった整備目標が今日の教育改善の足掛かりのひとつとなっていること。
- イ 平成13年に獣医学教育のあり方に関する懇談会（座長：黒川清 日本国学術会議副会長）が、関係7団体からなる獣医学教育関係者連絡会議（代表：五十嵐幸男 日本獣医師会会长）からの獣医学教育充実の方向についての諮問に対し、
- (ア) 学科を学部規模に充実。講座数（教授数）を国家試験出題科目に対応するよう確保するとともに入学定員に応じた充分な数を有する教員規模に整備すること
  - (イ) 国立大学の獣医学科を3～4の獣医学部に再編整備することを骨子とする答申（いわゆる「黒川答申」）を取りまとめた際、諮問側である獣医学教育関係者連絡会議メンバーとして財団法人大学基準協会獣医学教育研究委員会の光岡知足委員長（当時）が加わっているなど、従来から獣医学教育の改善・充実に向けた取り組みに深く関与していること。
- ウ 各大学から会費を徴収して事業を実施する一方、職員が複数の評価事業を効率的に兼務する体制が整っていることから、個々の評価に係るコストを抑えることが可能であること。
- エ かつて大学基準協会に獣医学教育研究委員会を設置し、獣医学教育における学部教育の基準並びに大学院の基準の作成を行っていた経緯から、既に評価の基準と基盤を保有しており、この延長線上で評価の実施に向けた議論を進めることができること。
- オ 国際競争力を強く求められるビジネススクールの評価事業を海外の評価機関と連絡を取りながら進めている実績があり、将来的な獣医学教育分野における海外の認証評価システムとの連携についても十分に対応可能な能力を有していること。

## （2）今後の作業手順

本委員会で得たこれまでの検討結果の実現に向けて、関係者には今後以下のとおり作業を迅速に進めることが期待される。

- ア 日本獣医師会は、本委員会での検討結果並びに経緯を全国大学獣医学関係代表者協議会に伝え、獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議

において平成23年3月に取りまとめられた分野別第三者評価の導入・実施が、円滑に推進できるように図ること。

- イ 全国大学獣医学関係代表者協議会は、速やかに関係者の合意のもと、大学基準協会に対してこれまでの委員会における検討経過の説明を行い、獣医学教育関係者の総意として評価の実施を依頼すること。
- ウ 大学及び関係学協会等関係者は、大学基準協会で評価の実施に向けた検討を開始することになった場合の評価委員会の設置等については、緊密な連携のもと調整を進めること。
- エ 日本獣医師会は、本委員会を中心として関係者の理解醸成に努め、円滑な評価の実施に向け、関係機関・団体と連携して引き続き獣医学教育の改善・充実に向け努力すること。

## 5 おわりに

今期委員会における検討結果は以上であり、この内容について全国大学獣医学関係代表者協議会に進言する。

文部科学省における獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議においても国際的通用性を確保した獣医学教育の実施に向けた改革工程の改訂が検討され、分野別第三者評価について、関係者間における作業を速やかに着手し、評価基準の提示及び評価の実施体制・方法等の決定を当面の目標とする方向で取りまとめが進められている中、全国の獣医学教育関係者の総意のもと、迅速な取り組みの推進を期待する。

## 学術部会学術・教育・研究委員会 委員名簿

(委員長・部会長)

酒井 健夫 日本獣醫師会学術担当理事・日本大学生物資源科学部教授

(副委員長)

中山 裕之 日本獣医学会理事長・東京大学大学院農学生命科学研究科教授

石黒直隆 日本獣医公衆衛生学会学会長・岐阜大学応用生物科学部教授

稻葉 瞳 北海道獣醫師会理事・北海道大学大学院獣医学研究科教授

尾崎 博 国公立大学獣医学協議会会長・東京大学大学院農学生命科学研究科教授

佐藤 れえ子 日本小動物獣医学会学会長・岩手大学農学部教授

中尾 敏彦 日本産業動物獣医学会学会長・元山口大学農学部教授

政岡 俊夫 私立獣医科大学協会会长・麻布大学学長

吉川 泰弘 全国大学獣医学関係代表者協議会会長・千葉科学大学危機管理学部教授